

男女共同参画推進センター規程

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学組織規程（昭和53年規程第1号。以下「大学組織規程」という。）第8条の5に規定する男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 センターは、男女共同参画推進を図るため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画推進のための方策の計画及び実施に係る支援に関すること。
- (2) 男女共同参画状況の調査及び分析に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に係る業務に関すること。

(組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 男女共同参画推進センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 男女共同参画推進副センター長（以下「副センター長」という。）

2 センター長は、センターの管理運営に関する事項を総括する。

3 副センター長は、センター長を補佐する。

4 前2項に定めるもののほか、センター長及び副センター長に関する事項は、大学組織規程の定めるところによる。

(センター運営会議)

第4条 センターにセンター業務の円滑な運営を図るため、男女共同参画推進センター運営会議（以下「センター運営会議」という。）を置く。

2 センター運営会議の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第5条 センターに関する庶務は、総務部総務課において行う。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。